

2026年入学者選抜実施要項 公表！

総合型・推薦型での学力テストは
小論文等との併用で2月1日前も実施可能に！

旺文社 教育情報センター 2025 年 6 月 6 日

文科省は6月3日、2026年入試の「大学入学者選抜実施要項」(以下、実施要項)を公表した。これはその年に行われる入試のルールを示したものだ。今回の変更の最大のポイントは学力テストの「2月1日ルール」。総合型・推薦型については、条件付きでこれより前の実施が認められることになった。以下に主だった変更点を見ていこう。

※以下、これから行われる2026年入試は「今年」、すでに行われた2025年入試は「昨年」と表記。

●総合型・推薦型の「2月1日ルール」

これまでも実施要項では各教科の学力テストの実施日を「2月1日から」としてきた。一般選抜に限らず、総合型・推薦型であっても学力テストを課す場合は、これに則って実施しなければならない。しかし何年もの間、特に総合型・推薦型ではこれより前に実施する大学が散見された。とうとう文科省がこれを問題視し、対応を検討。その結論が今年の実施要項で示された。

■「2月1日ルール」の変更点

①実施要項内での各教科の学力テストの表記

《昨年まで》「個別学力検査」⇒《今年から》「教科・科目に係る個別テスト」。

②学力テストの実施日

《昨年まで》2月1日～3月25日 ⇒《今年から》変更ナシ。

③総合型・推薦型で学力テストを課す場合の実施日

《昨年まで》上記同様。

⇒《今年から》調査書等に加え、「小論文、面接、実技等」や「本人・高校記載の資料等」と組み合わせて評価する場合は2月1日より前でも可。

※「必ず」組み合わせて「丁寧」に選抜することが必要。

※高校教育への影響や志願者への負担に配慮すること。

※小論文等を2月1日より前に行う場合、もっぱら教科・科目の知識を問う内容にならないように留意。

上記のとおり、まずは学力テストの表記が「教科・科目に係る個別テスト」と具体的になった。昨年は「個別学力検査」、さらに以前は「学力検査」と表記されていて、何を指すの

かわかりづらかった。

学力テストの実施日は「2月1日から」で従前と変更はないが、総合型・推薦型については小論文などの他の評価方法と組み合わせるならばこれより前でも実施可能となった（あくまで総合型・推薦型の場合であって一般選抜の前倒しは不可）。

高校側としては「総合型・推薦型で年内に学力テストを課されても授業がまだ終わっていない」という問題が大きいだろう。しかし実施要項は出題科目や範囲には踏み込まず、「高校教育に配慮せよ」という注意喚起に留まった。

なお、小論文などはこれまでどおり2月1日より前に実施できるが、その場合はもっぱら教科・科目の知識を問う内容であってはならないと明記された。難関国立大などでは小論文という名の記述式学力テストが見受けられるが、これを2月1日より前に実施し、他に何も組み合わせずに合否判定するのは不可ということだ。

■■そのほかの主な変更点■■

●総合型・推薦型の趣旨

総合型は昨年まであった「入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法」という記述がなぜか削除。単に「詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせた入試方法」となった。総合型とは何ぞや、という問いに対する答えがなくなってしまった感がある。

一方、推薦型は従来の「出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料として評価・判定する入試方法」に加え、新たに「入学志願者自らの意志のみで出願できるものではなく、特定の大学・学部等で教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を有する入学志願者を高等学校長が判断するもの」とされた（ゆえに大学は推薦要件を可能な限り具体的に設定し、募集要項等で示さなければならない）。

●推薦書のイメージ例

新たに推薦書のイメージ例が提示された。2021年の入試改革から大学は推薦書の中で「学力の3要素」の評価を高校に求めることになっていたが、どうすればいいかわかりづらかった。イメージ例を見ると高校側が推薦理由を書く欄に「※本大学・本学部等のアドミッション・ポリシーに対応する志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた学力の3要素に関する評価について記載してください」という注がついている。すでに実践している大学の推薦書も似たような感じだ。

3要素の観点別評価は現状、入試利用できないため（調査書への記載は見送り）こうした自由記述にならざるを得ない。しかしこれでは高校の先生も大変だろうし、大学側もどこまで参考になるのか疑問が残る。

●試験問題等の公表

学校教育法施行規則が昨年 9 月 30 日に改正され、今年の 4 月 1 日から施行となった。改正されたのは第 172 条の 2。ここには大学が公表すべき教育情報が挙げられているのだが、新たに「入学者の選抜に関する事」が追加された。

実施要項では以前から試験問題、解答または解答例・出題の意図は原則公表とされており、そのこと自体に変わりはない。しかし今年から学校教育法施行規則という省令をその根拠に持つことになったと言える。ただし施行規則には「入学者の選抜に関する事」としか書かれておらず、たとえば試験問題を公表しなかったからといって即、省令違反になるというわけではない。

また、「小論文のテーマや口頭試問の内容等についても、積極的に公表することが望ましい」と追記された。

●授業料の納付

「高等教育の修学支援新制度」の利用希望者に対しては、申請から認定まで授業料の納付を猶予することが原則であり、各大学で適切に取り扱う旨、追記された。

(2025.06 石井)